

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学学校教育職員（水産流通経営学科）公募要領

1. 職名・人員： 助教または講師 1名（任期の定めのない常勤職員、63歳定年）
2. 所 属： 水産流通経営学科 流通経営講座
3. 専門分野： 水産経済、地域振興、水産物流通
4. 主な担当授業科目： 水産地域振興論、漁村漁港環境アメニティ論、水産ロジスティック・システム論、水産経済学Ⅱのうちから着任後の相談により担当科目を決定、卒業論文（それ以外に、演習、実習等をお願いすることがある）
5. 応募条件：
 - (1) 博士の学位を有するか、取得見込みであること。また専門分野について相応の研究業績、あるいは実務経験を有すること。
 - (2) 本校の教育研究活動および学科運営に熱意を持って取り組むとともに、学会活動、社会貢献等の対外的活動にも積極的に取り組めること。
 - (3) 我が国の水産業で指導的役割を果たす人材育成について、学生との協調性を重んじ指導に取り組むことが出来ること。
 - (4) 水産社会科学の理論・手法を用いて、水産学における課題に対して携わっていく意欲があること。
 - (5) 次のいずれかの条件に該当する方は、応募できません。
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ② 懲戒解雇の処分又はこれに相当する処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
 - (6) 日本国籍を有していない場合は、採用予定日までに日本国内で就労するために必要な在留資格を取得すること。
6. 採用予定日： 令和8年4月1日
7. 提出書類：※書類は原則としてすべてA4用紙でご提出下さい。
 - (1) 履歴書（様式自由※写真を貼付の上、メールアドレス、自宅住所、電話番号、学歴、職歴、所属学会・社会における活動を記載） 1部
 - (2) 学位証明書（学位記コピー可） 1部
 - (3) 研究業績目録（様式自由※新しい順に、著書、学術論文、学会発表、その他に分け記載、なお、単著／共著、査読有／無、頁数が分かるようにすること） 1部
 - (4) 著書・学術論文のうち主要なものを3点（コピー可※順位をつけること、それぞれ600字程度で日本語の要旨を添えること） 各1部
 - (5) これまでの研究内容の解説ないしは実務経験の説明のいずれかと、今後の研究に関する抱負（1600字以内） 1部
 - (6) 教育に関する実績（あれば）および今後の抱負（1600字以内） 1部
 - (7) 応募者についての所見を求めることができる方2名の氏名、所属、連絡先 1部
 - (8) 書類選考結果通知文書送付用封筒（長形3号の封筒に110円分の切手貼付、応募者が確実に受け取れる宛先、宛名を記載すること）
8. 応募締切：令和7年11月28日（金曜日）必着
9. 選考方法：書類審査による選考の後、面接（模擬授業を含む）を実施します。
（※面接の日時や内容等については対象者本人に直接通知しますが、面接のための旅費は応募者の負担とします。）
10. 応募書類の提出先：
水産大学校校務部管理課 課長補佐 小田宮 仁
〒759-6595 下関市永田本町二丁目7番1号
（注）封筒表面に「水産流通経営学科教員応募」と朱書きし、簡易書留郵便で送付して下さい。
11. 問合せ先： 水産大学校 水産流通経営学科長 青木邦匡
Tel 083(227)3853 E-mail : aoki@fish-u.ac.jp
12. その他
 - (1) 本校は農林水産省を主務省とする国立研究開発法人水産研究・教育機構の人材育成部門を担う高等

教育機関であり、教育職員の労働条件及び待遇等は、職員就業規則、同給与規程等によります。詳細についてはお問い合わせ下さい。

- (2) 本校の教育職員の教育・研究業績は、大学改革支援・学位授与機構の教員資格審査の対象となっています。また、日本技術者教育認定機構（J A B E E）より教育プログラムの審査を受けています。
- (3) 後日、健康診断書の提出をお願いすることがあります。
- (4) 応募書類は原則として返却いたしません。選考終了後は、本校が責任をもって破棄します。なお、応募書類の返却を希望される場合は、書類提出時に書面により申し出て下さい。
- (5) 提出して頂いた書類は、採用審査のみに使用します。正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。
- (6) 選考結果は令和8年1月末日までにお知らせします。
- (7) 本校及び学科の詳細についてはホームページ(<https://www.fish-u.ac.jp/>)をご参照下さい。
- (8) 本校は男女共同参画を推進していますので、女性の積極的な応募を期待しています。
- (9) 過去に学生等に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、処分内容及びその具体的な事由を履歴書に必ず記入願います。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。